

お知らせ

令和6年10月8日

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

“千代川ごみマップ”令和6年3月版を公表しました

悪質な不法投棄も発見！ “美しい 千代川を ごみゼロへ”
発見した投棄ごみの状況をマップにまとめました（令和6年3月版）ので公表します。

<概要>

千代川ごみマップ（国管理区間）とは、日々の河川巡視で発見した河川の投棄ゴミの状況をまとめたものです。

ごみマップは、河川での不法投棄の実態を通じて、美化意識の向上や不法投棄防止対策に役立てることを目的として、毎年作成・公表しています。

この度、令和6年3月版のごみマップができましたので、公表致します。

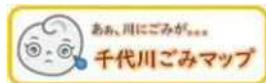
公表先：

鳥取河川国道事務所ウェブサイト

トップ > 河川情報 > 千代川ごみマップ

<https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/gomimap.html>

もしくは、トップページに掲載のバナーからもアクセスできます。



※千代川ごみマップのほか、河川ごみ関連サイトリンク等も掲載していますので、ぜひご覧下さい。

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長(河川) むらかみ 村上 ともあき 友章

【担当】河川管理課長 ありみつ 有満 みこと 命

TEL 0857-22-8435 (代表)

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。
鳥取河川国道事務所HPアドレス <https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

千代川ごみMAP

令和6年3月版 (R5.4~R6.3)



千代川における不法投棄の傾向と対策

● 不法投棄報告件数



令和5年度の不法投棄報告件数は、前年度に比べて11件減少しました！

しかし、不法投棄はまだ多く、大量のごみを捨てる**極めて悪質な不法投棄**も報告されています。

大量の家庭ごみが捨てられていました

● 不法投棄対策

- ・河川パトロールや河川カメラによる不法投棄の監視を行っています。
- ・不法投棄を抑止することを目的として看板を設置しています。



河川パトロール



河川カメラ



看板

⚠️ 不法投棄は犯罪です

● 河川法 (河川法施行令第16条の4)

何人も、みだりに次の行為をしてはならない
河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物をすてること

罰則：3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

やめよう不法投棄！ごみゼロのきれいな川を目指しましょう

● 川に捨てられたごみが及ぼす影響

環境への影響

川への不法投棄は川の景観や環境を悪化させる原因となります。また、川に捨てられたごみはやがて海に流出し、海も汚してしまいます。

河川管理施設への影響

川への不法投棄は、河川管理施設の機能低下に繋がります。(河川管理施設は洪水による被害を防止するなどの役割を持つ大切な施設です。)

樋門のゲートにごみなどが挟まると、ゲートが開閉できなくなってしまいます。また、大きな固いごみが流れ着いてぶつかれば、施設の損傷につながります。



川に捨てられたごみは、川だけでなく流れ下って海も汚してしまいます



不法行為を発見したらこちらまでお電話を

国土交通省 鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所 河川管理課
0858-85-0517 0857-22-8435